■ 成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

資料７

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目  （成果目標） | 国の基本指針 | 第4期障がい福祉計画 |
| 福祉施設から一般就労への移行 | ＜目標＞  平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることが望ましいものとする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞  国基準を下回る目標設定ではあるが、平成29年度における一般就労への移行実績1,500人以上（平成24年度の1.5倍以上）を府域の目標として設定。この目標値を市町村ごとに按分した数値を下限として、市町村ごとに目標を設定されたい。  目標値の算出について  大阪府においては、第3期計画策定時に国の基本指針で示された「平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上」という数値目標を上回る5.4倍を数値目標として設定し、平成26年度までに当該目標については達成の見込みである。  全国に比して高い水準で一般就労への移行を進めてきた大阪府においては、国目標の基準年となる平成24年度の実績も高くなっていること、また、これまでの実績の中には、平成30年度から開始する精神障がい者の法定雇用率の算定基礎への追加を見据えた企業の取り組みも既に相当数含まれていることから、今後、国の基本指針で定める目標ほどの数値を見込むことは困難。  そこで、以下の要素を平成26年度の目標値に加味して、平成29年度までの一般就労への移行見込み数を推計すると約1,500名となる。  [これまで（過去5年間）の一般就労への移行実績]  平成20年度から平成25年度までの５年間のトレンドを算出し、平成27年度から平成29年度の3年間の推計を算出。  ※H25実績が未確定のため、目標値は変更の可能性がある。  ※H25実績が第３期計画の目標値（1,100名）を超えた場合は、H25実績に過去５年間の1年当たりの増加数をＨ26～29の4年間に加算した数値を目標値とする。 |
| ＜考え方＞  福祉施設から一般就労への移行実績における直近の伸びを考慮して、平成24年度以降、毎年2千人増加するものとして推計すると、平成24 年度から平成29 年度の伸びは約2倍となる見込み。 |
| 就労移行支援事業の利用者数 | ＜目標＞  平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることが望ましいものとする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞  国基準に沿った目標設定とし、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを府域の目標として設定。この数値を下限として、市町村ごとに目標を設定されたい。  目標値の算出について  　国の考え方に準じて、大阪府の年度平均の月あたりの利用者数の実績をもとに過去の平均増加率を算出すると約11％増となり、この数値をもとに平成29年度末の就労移行支援事業利用者を推計すると、3,634人となる。この数値は、平成25年度末の利用者数2,394人と比較すると、約5割の増加となる。  　実際の就労移行支援事業の利用者数の増加は、高い就労移行率の実現や就労後の定着支援の充実といった事業所の質的強化と、適正な運営を行うための国制度の充実等による事業参入の促進といった量的拡充に伴うものであり、下欄「就労移行支援事業所ごとの就労移行率」の取り組みが進むことにより、更なる増加が見込まれる。そこで、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数については、国の基準が求める平成25年度末から6割以上の増加を府域の目標として設定する。 |
| ＜考え方＞  平成24 年度末実績（26,426 人）から過去5年実績による平均増加率は約14％増となっており、平成29 年度末の就労移行支援事業利用者の推計は、49,885人となるため、自治体の障害福祉計画策定時点で把握可能な平成25 年度末の利用者数と比較して6割以上増加することを目指すもの。 |
| 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加 | ＜目標＞  平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることが望ましいものとする。 | ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞  国基準に沿った目標設定とし、平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを府域の目標として設定。市町村においては、管内の就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように、基盤整備も含めて目標を設定されたい。  目標値の算出について  大阪府においては、就労実績が10人以上の事業所と、就労実績のない事業所の2極化が課題となっており、高い就労実績を誇る事業所の水準の維持と、就労人数が0名又は1名の事業所をなくすための取り組みが喫緊の課題となっている。  そこで、以下の①と②の取り組みを合わせて実施することで、全体の約5割の事業所における就労移行率3割以上の達成を図る。  [①現時点で就労移行率が3割以上を達成している事業所に対する取り組み]  平成25年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所は168事業所中66事業所（全体の約4割）となっており、引き続き同水準の維持を図る。  [②就労人数が0名又は1名の事業所に対する取り組み]  平成25年度の就労移行支援事業所のうち、就労人数が0名又は1名の事業所は168事業所中76事業所となっている。就労移行支援事業所職員の資質向上のための研修、障害者就業・生活支援センターとの連携による就労促進のほか、成功事例の共有など、これらの層の事業所に対する重点的な取り組みを行い、底上げを図る。 |
| ＜考え方＞  就労移行率が3割以上の事業所の平成23 年度実績（27.1％）から過去5 年実績による平均増加率は2.6％増となっており、平成29 年度の就労移行率の推計は42.7％となるため、一般就労が進んでいる事業所が全体の5割以上となることを目指すもの。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 第4期計画(大阪府の目標案) |
|
| 就労継続支援（Ｂ型）事業所における工賃の平均額 | ＜大阪府の基本的な考え方＞  平成25年度の実績額に、34.2％増した額を下回らない額（但し、その額が3,000円に満たない場合は、3,000円を下回らない額）を基本として、市町村ごとに目標を設定されたい。  目標値の算出について  第4期障がい福祉計画期間において、全国トップの伸び率を目指すため、平成20年度から平成24年度における都道府県トップの伸び率を基準に、目標を設定。3,000円を下回らない額とするのは、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において、就労継続支援Ｂ型事業所については、工賃の平均額が3,000円を下回ってはならないとされていることによる。 |